

●規則第60条：開発行為又は建築等に関する証明交付
(開発等の許可を受けている旨の証明)(許可後1年以内)

(鴻巣市)

R8.1.5

- 1 ◎ 開発行為又は建築等に関する証明願(市規則様式第27号)
- 2 ◎ 委任状
- 3 ◎ 案内図 縮尺2,500分の1以上
- 4 ◎ 公図写し 縮尺600分の1以上
- 5 ◎ 求積図 縮尺500分の1以上 座標法または数値三斜法
- 6 ◎ 土地利用計画図 縮尺1,000分の1以上 土地利用種別ごとに色分け
- 7 ◎ 建築物の配置図 縮尺100分の1以上 雨水・汚水排水計画及び給水計画(自己居住用は除く)を明示
既存建物、設計GL、申請地高さ、道路高さ、隣地高さを明示
- 8 ◎ 建築物の平面図・立面図 縮尺100分の1以上 立面図は2面以上
建築面積・建ぺい率・延床面積・容積率を明示
- 9 ◎ 道路占用許可書・施工承認書・公共物使用許可書・公共下水区域外流入許可書等の写し(農業集落排水の場合は分担金決定通知書の写し) 各許可等の手続きが必要となる場合
- 10 ◎ 許可通知書の写し(開発許可通知書、42条許可通知書、43条建築許可通知書)
- 11 ◎ その他市長が必要と認めるもの 下記の書類で、必要と認める場合に添付する。
・用途地域等に適合する建築物であることを確認できる書面(建築物調書)
・雨水流出抑制計算書、汚水流量計算書
・隣接地の土地登記事項証明書
・隣接地の土地権利者の同意書及び印鑑証明書又は印鑑登録証明書
・その他の書類()

◎:添付が必要な書類 ○:添付が望ましい書類